一 被告が、原告の昭和四二年一〇月五日付実用新案登録願(特許庁昭和四二年実 用新案登録願第八五、一〇三号)につき、同年一〇月一九日付書面をもつてした右 出願の不受理処分を取消す。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

### 事 実

第一 申立

一 原告 左記判決を求める。

(一) 被告が、原告の昭和四二年一〇月五日付実用新案登録願(特許庁昭和四二年実用新案登録願第八五、一〇三号)につき、同年一〇月一九日付書面をもつてした右出願の不受理処分を取消す。

(二) 訴訟費用は被告の負担とする。

二被告。左記判決を求める。

(一) 本案前

1 原告の訴を却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

(二) 本案について

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 原告の請求原因

一 本件出願、本件不受理処分および本件異議申立棄却決定

原告は昭和四二年一〇月五日、被告に対し、「電子的に制御される露光時間調整装置を有するシャッターを備えた写真カメラ」の考案につき、一九六六年(昭和四一年)一〇月五日ドイツ国出願に基く優先権を主張して、実用新案登録出願(特許庁昭和四二年実用新案登録願第八五、一〇三号)をした。 ところが、右願書に添附した明細書には、「考案の名称」を「発明の各称」、

ところが、右願書に添附した明細書には、「考案の名称」を「発明の各称」、「考案の詳細な説明」を「発明の詳細な説明」、「実用新案登録請求の範囲」を「特許請求の範囲」と各記載したほか、「考案」と記載すべきところを全部「発明」と記載したため、被告は、この点をとらえて、昭和四二年一〇月一九日付書面をもつて、原告に対し、本件出願は左記理由によつて受理しない旨の処分をし、右処分は同年一一月一一日原告に到達した。

「いずれの種類の出願か不明である。

(註)本願は、実用新案登録願書に特許願に添附すべき様式により作成した明細書 が添附されているので、いずれの種類の出願か不明である。」

そこで、原告は、右不受理処分について、昭和四三年一月五日、被告に対し行政 不服審査法による異議申立をしたところ、被告は同年五月二日、

右申立を棄却する旨の決定をし、該決定書は同年五月六日原告に送達された。

二 本件不受理処分の取消原因

しかしながら、本件不受理処分には、次のような違法事由(取消原因)がある。 すなわち、

(一) 本件出願は、いずれの種類の出願か不明ではないのに、これを不明である として、直ちに不受理処分をした違法

本件出願は、いずれの種類の出願か不明ではない。これは左記事由により明らかである。

1 本件出願の願書は法定の様式(すなわち、実用新案法第五条第一項、同法施行規則第一条第一項所定の様式)に従つて作成されたもので、原告は、まず右願書の冒頭に「実用新案登録願」と明記し、次いで1「考案の名称」、2「考案者」、3「実用新案登録出願人」と題して、それぞれ所要の事項を記載したうえ、実用新案登録出願の手数料として法定の額(すなわち、実用新案法第五四条別表所定の額)である金一、五〇〇円の印紙を貼用した。したがつて、本件出願は、本件願書の右記載および貼用印紙の額に照らし、明らかに実用新案登録の出願というべきもので、いずれの種類の出願か決して不明なるものではない。

2 もつとも、その反面、本件願書には、要するに特許願に添附すべき様式により 作成した明細書が添附されていたことは前記第一項のとおりである。しかし、被告 に対する出願がいずれの種類の出願であるかは、あくまで願書の様式およびその記載によって定まり、明細書の様式およびその記載によって定まるものではない。なんとなれば、明細書に派所すべき書類であって、それ自体では決しなる地願の内容をなすものではなく、これが願書に添付されて始めて出願の内容をならず、明細書の重要性は、いずれの出願であれ、出願の対象出の方式にもの実体的内容の記載にあって、その作成様式の点は、単なる審査の便宜のためので、二次的な重要性しかなく、出願の実体になんら影響を及ぼさないものでので、二次的な重要性しかなく、出願の実体になんら影響を及ぼさないものあるので、二次的な重要性しかなく、出願はあくまで顧書により実用新案をのからである。したがつて、本件のように、願書の様式およびその記載と明細書会のからである。しただその明細書作成の方式に顧書によりまず、これを記述と解すべきがある場合においては、出願はあくまでは過ぎず、を担願がいずれの種類の出願または両者の重要性を同等なものと考えて、直ちに出願がいずれの種類の出願がいまない。

それゆえ、本件不受理処分は、既に、その前提事実の認定の点において、違法であり、取消を免れない。

(二) 本件出願に対し、手続の補正を命じないで、直ちに不受理処分をした違法仮に本件出願が、いずれの種類の出願か不明であるとしても、被告は直ちにこれを不受理処分にするべきではなく、原告に対し、まず実用新案法第五五条第二項、特許法第一七条により、本件出願がいずれの種類の出願かその釈明を求め、その結果に基き、手続の補正をすべきことを命じなければならない。これは左記理由により明らかである。

### 1 一般論

### 2 右一般論の本件に対する適用

しても本件出願は出願書類が法定の作成様式に従わなかつた瑕疵を有すること反反のである。とすれば、本件出願は「出願の手続が法令で定める方式に調細している場合」に該当するこというまでもない。(二)次に、本件出願は新聞に明知で見た。本件出願は「出願の手続が法令で定める方式、明日を開いている場合でも、また明細書に記載の技術内容が何を開示しといるのでも、まただ願書の作成様式(実用新家ののといるのそれ(特許)との間に齟齬がある場合にすぎないこと前叙のとは明末の書のような齟齬は、いずれか一方の様式の誤し得るにとずなとまら、記述の書の書のような齟齬は、いずれか一方の様式の誤し得るにとずなる書の書のといずれも技術思想の具体化である。「本件の場合とは考案の一種であるから、或る技術思想です。として特許出願の実ができること法の明定でもある。(結論、発明したがころでも出願の実ができることである。(結論、特別の場合、は対しにはいうべきである。(結論、特別の場合、は対しにはいうべきである。(結論、特別の場合、は対しにはいうべきである。(結論、特別の場合、は対し、本件出願の場合、は対し、というである。(により、本件出願がいずれの種類の出ればならない義務があったものというである。

しかるに、被告は右義務をつくさず、直ちに本件出願に対し本件不受理処分をした。したがつて、右処分には、前記各法条に違反する瑕疵があるから、取消を免れない。

## 第三 被告の答弁

# 一 本案前の主張

原告の本件訴は、左記理由のいずれかにより、不適法であるから、却下さるべきである。

### (一) 本訴の出訴期間について

### (二) 本訴の利益ないし原告適格について

本件訴は、原告に訴の利益ないし原告適格がない不適法なものである。すなわち、原告は、本件出願(以下、先願という)に対し本件不受理処分がなされたのち、昭和四二年一一月一三日、被告に対し、再度、右先願と同一内容の考案につき実用新案登録出願(以下、後願という)をした。そこで、被告は、右後願につき方式審査をして、若干の補正をなさしめたのち、これを受理した。したがつて、本工、原告が本件不受理処分の取消を受けて先願の受理を実現し、これによつて、訴は、原告が本件不受理処分の取消を受けて先願の受理を実現し、これによつて、「自己の表情を保全するため、提起されたものというべきである。しから、「会話」というな第三者の出願は全くない。

そうとすれば、本件訴は、その前提(すなわち、本件不受理処分により直接且つ現

実に原告の法律上の利益が侵害されたこと)を欠いていること明らかであるから、結局、訴の利益を具備せず、したがつて原告は本件不受理処分の取消を求める原告 適格も有しないというべきである(行政事件訴訟法第九条)。それゆえ、本件訴は 不適法であつて、却下を免れない。

### ニ 本案についての主張

(一) 請求原因第一項は全部認める。

(二) 同第二項(一)について

「本件出願の願書が実用新案法第五条第一項、同法施行規則第一条第一項所定の様式に従つて作成されたものであること、右願書には、原告主張のような記載があり、また実用新案登録出願の手数料である金一、五〇〇円の印紙が貼用されていたこと、およびその反面、本件願書には、要するに、特許願に添附すべき様式により作成した明細書が添附されていたこと」は認める。しかし、その余は全部争う。

本件出願は、いずれの種類の出願か、全く不明である。すなわち、本件出願は、その願書を見れば実用新案登録出願の体裁をとつており、他方その明細書を見れば特許出願の体裁をとつておるので、仮にこれを実用新案登録の出願と考えれば、実用新案法第五条第二項に定める明細書が添附されていない出願となり、仮にこれを特許出願と考えれば、特許法第三六条第一項に定める願書が提出されていない出願となつて、結局、これがいかなる出願であるか全く特定できない。

また、特許法第三六条および実用新案法第五条が願書およびその添附書類の記載事項を法定しているのは、これらの書類の記載事項の全体に基いて、出願人および出願の対象を確定するためであるから、被告において或る出願が特許願か実用新案登録出願であるかを判断するに当つては、右各法条に掲げる各事項に関する一切の書類(すなわち、願書および明細書等)をすべて検討綜合すべきものであつて、単に願書の記載および貼用印紙だけの点から右のいずれであるかを判断すべきものではない。

(三) 請求原因第二項(二)について

「現行特許法の下では、旧特許法下における不受理処分が、明定された制度として は、廃止されたこと、特許庁長官は、明細書を願書に添附していない場合には、出 願人に対し手続の補正を命ずる義務がないこと、本件出願は実用新案登録の願書に特許願に添附すべき様式により作成した明細書を添附してなされたものであること、本件出願に対しては、被告から原告主張のような出願番号が付されたこと、本件出願は右出願番号を付されたのち、原告主張のような対象を書きます。 おいて被告から本件不受理処分を受けたこと、および特許出願と実用新案登録出願 とは相互に出願変更ができること」は認める。しかし、その余は全部争う。 1 本件出願に対しては、実用新案法第五五条第二項、特許法第一七条の適用され る余地はなく、むしろ、それ以前の問題として、被告は当然、条理上、不受理処分をなすべきものである。その理由は次のとおり。すなわち、(イ)元来、特許出願 に関する手続の方式違反には、補正の可能な軽微なものから補正の不可能な重大な ものまで、いろいろなものがあるから、これらすべての場合を一律に論ずることはできない。それゆえ、特許法第一七条第二項第二号が規定する「方式違反」も右す べての場合を、その対象として予定するものではない。(ロ)他方、法令が申請者 に一定の要式を備えた書面を提出すべきことを要求している場合において、法令に 規定する書面とは全く言い得ないようなもの、または相当重大な方式上の瑕疵があって、法令に規定する書面と解し得ないようなものが提出されたときには、たとえ法令に明文の規定が存しない場合であっても、条理上、当然、右書面の不受理処分 が認められると解するのが相当である。(ハ)したがつて、右のような、条理上、 不受理処分に付することが相当と認められる重大な、特許出願に関する手続の、方 式違反の場合には、特許法第一七条第二項にいわゆる補正命令の問題は全く発生の 余地がなく、右条項は、もつぱら補正可能な軽微な方式違反に対してのみ適用があ つて、前記重大な方式違反に対しては、全く適用がないというべきである。(二) ところで、本件出願は、いずれの種類の出願であるか全く特定できず、明らかに出願としての体裁をなさないものであること、前記のとおりである。そうとすれば、本件出願は右(ロ)に述べたような重大な瑕疵があつて、法令に規定する書面とは 解し得ないものであるから、条理上まさに不受理処分に付するのが相当であつて、 前記各法条にいわゆる手続の補正の問題の生ずる余地がないものというべきであ る。

2°仮に右主張が採用されず、特許法第一七条第二項は特許出願に関する手続のあらゆる方式違反に対し適用があり、したがつて本件出願に対してもその適用がある

としても、右方式違反につき手続の補正を命ずるかどうかは、あくまで被告の自由裁量に属することで、原告主張のように、被告は必ず、補正を命じなければならな 秋里に属することで、原口工派のように、原口は必ず、 mm と m しらい いる い い 義務があるものではない。 それゆえ、本件出願に対し、被告が右のような裁量の 結果、補正を命じないで、直ちに本件不受理処分をしたことは全く適法であるとい うべきである。

#### (附陳)

なお、出願番号について一言すると、この番号は単に整理番号であるにすぎないから、特許庁が出願書類に対し出願番号を付したからといつて、直ちにそれが適式 な出願として受理されたことを意味するものではない。適式な出願として受理され るか否かは、あくまでも、いわゆる方式審査を経てから決定されることであつて、 右審査前の出願番号の付与とは無関係である。

第四 被告の本案前の主張に対する原告の答弁

本訴の出訴期間について

「原告が、最初、被告主張の日に当裁判所に対しその主張のような旧訴を提起し その後被告主張の日に訴変更申立書と題する書面により請求の趣旨を本件不受理処分の取消を求める旨に変更したこと、および被告の前記異議申立棄却決定が昭和四三年五月六日原告に送達されたこと」は認める。しかし、その余は全部争う。 原告の前記訴の変更は、被告主張の各条項に基くものではなく、次の各法 条に基くものである。すなわち、原告は、まず行政事件訴訟法第一九条第一項、第 二〇条により前記旧訴に新訴である本件不受理処分取消の訴を追加的に併合提起 し、しかるのち同法第七条、民事訴訟法第二三六条により右旧訴を取下げたが、手 続上は、訴訟経済を計るため、便宜、以上を一括して、簡略な訴変更申立の形式によった。これが前記訴の変更である。したがつて、右新訴は、行政事件訴訟法第二〇条により、前記旧訴を提起したとき(すなわち昭和四三年七月三一日)に提起された。 れたものとみなされるから、法定の出訴期間内(すなわち被告主張の昭和四三年八 月六日まで)に提起されたものというべきである。それゆえ、本件訴はなんら不適 法なものではない。

仮に右主張が採用されず、前記訴の変更が被告主張の各条項によりなされ たものであるとしても、本件訴(新訴)は、次のような理由により、法定の出訴期間内に提起されたものというべきである。すなわち、行政事件訴訟法第二〇条による併合は同法第一九条による併合の一場合であつて、両者は共に審理の重複、裁判 の矛盾牴触を避け、しかも関連請求の範囲内において係争処分をめぐる紛争を一挙 に解決することを目的とする。この点において、両者は、その立法趣旨と法的性質 が全く同一である。のみならず同法第一九条第二項は同条第一項による請求の追加的併合につき民事訴訟法第二三二条の例によることを妨げないと規定している。そ の所古につる民事訴訟法第二二二米の例によることを別りないと規定している。そうとすれば、行政事件訴訟法第二〇条による訴の併合の場合は、その併合が同法第一九条第一項による併合の一場合としてなされようと、同条第二項、民事訴訟法第二三二条による併合としてなされようとにかかわらず、常に期間遵守の利益が与えられる、換言なれば、行政事件訴訟法第一九条第二項、第二〇条による併合が場合 も同法第一九条第一項、第二〇条による併合の場合と同様、期間遵守の利益が与え られるというべきである。しからば、本件訴は、前記(一)と同様、前記旧訴を提 起したときに提起されたものとみなされるから、法定の出訴期間を遵守したものと いうべきである。

本訴の利益ないし原告適格について 「原告が、本件出願(先願)に対し本件不受理処分がなされたのち、被告主張の 日に、再度、被告に対し右先願と同一内容の考案につき実用新案登録出願(後願) をしたこと、および右後願が受理されたこと」は認める。しかし、その余は全部争

本件訴は、原告に訴の利益ないし原告適格がある適法なものである。すなわち、 本件出願における優先権主張の効果は、単に被告主張の期間内になされた第三者の 本件出願と同一内容の出願に対してのみ認められるものではなく、右期間内になされた出願されていない当該発明(すなわち本件出願と同一内容の考案)の公表また は実施、その他の行為に対しても認められるものである(いわゆるパリ条約第四条 B)。したがつて、仮に被告主張の期間内に第三者の前記出願がないとしても、原 告は、なお、右期間内になされた第三者の前記公表または実施その他の行為に対 し、依然優先権を主張する法律上の利益がある。しかるに、右行為の不存在は絶対 に断定できない。むしろ、存在する危険のあるのが普通である。そうとすれば、本 件訴は、原告に訴の利益ないし原告適格があること明らかであつて、まことに適法 なものというべきである。 第五 証拠(省略)

理 由

第一 本案前の主張に対する判断

一 本訴の出訴期間について

「原告が、最初、昭和四三年七月三一日、当裁判所に対し被告を相手方として被告主張のような旧訴(すなわち、被告が、原告の後記本件不受理処分に対する行政不服審査法による異議申立につき、同年五月二日付書面をもつてした、右申立棄却決定の取消を求める訴)を提起し、その後同年一〇月三〇日、訴変更申立書と題する書面により、請求の趣旨を本件不受理処分の取消を求める旨に変更したこと」は当事者間に争いがない。

2 しかしながら、他方、民事訴訟においては、その手続の安定を計るため、手続を組成する訴訟行為につきその形式的確実性が要求されるこというまでもないから、一定の法的効果を生ずる訴訟行為をする場合には、手続上、当然、当該行為を他の行為と区別し且つこれによつて生ずる法的効果の判断を可能にする程度に、明確な形式を具備すべきものであつて、合理的な理由なく、以上の識別および判断を困難にするような手続の簡略化、形式の不明確化は許されない。

そうとすれば、原告の本件訴(前記新訴)は、行政事件訴訟法第二〇条により、前記旧訴を提起したとき(すなわち、昭和四三年七月三一日)に提起されたものとみなされるから、明らかに法定の出訴期間(すなわち、同年八月六日まで)を遵守したものといわなければならない。

もつとも、右出訴期間の遵守については「同法第二〇条にいわゆる、その処分についての審査請求を棄却した裁決の取消の訴とは同法第一〇条第二項に違反して記録に立て立て、同法第二〇条による出訴期間遵守の利益は認められない」旨、考証をいるような理由により、可以のよるな理由により、可以のような理由により、可以のよれない。すなわち、行政事件訴訟法は、その第一〇条第二項においることができない。すなわち、行政事件訴訟法は、その第一〇条第二項においている原処分中心主義をとり、処分の違法は処分の取消の訴によってきるで、のとし、裁決の取消の訴においては、処分の違法を争うことは許さて、原処分のとし、裁決の取消の訴においては、処分の違法を争うことは許さて、原処分のとし、裁決の取消の訴においては、処分の違法を争うことは許さて、原処分のは、表決の取消の訴を提起する者がいた場合、右誤解から出訴により、その者の権利、利益の救済される機会が失われることを防止いるものと解される。したがつて、同条にいわ

ゆる裁決の取消の訴とは、同法第一〇条第二項に違反する訴をもその対象としているものというべきであるからである。

それゆえ、本訴の出訴期間の点に関する被告の主張は採用できない。

二 本訴の利益ないし原告適格について

「原告が、後記本件出願(先願、なお、これには、後記ドイツ国出願に基く優先権の主張がある)に対し本件不受理処分がなされたのち、昭和四二年一一月一三日、再度、被告に対し右先願と同一内容の考案につき実用新案登録出願(後願)をしたこと、および右後願が受理されたこと」は当事者間に争いがない。そこで、本件訴の利益ないし原告適格の有無について按ずると、右認定のような

そこで、本件訴の利益ないし原告適格の有無について按ずると、右認定のような事情のもとでは、本件訴には、通常、次のような利益があることが考えられる。まなわち、原告が、右訴により、まず本件不受理処分の取消を受けて先願の受理を受現し、次に右受理によつて、先願の考案についてのドイツ国出願日昭四一年一日五日から後願をするまでの間に、第三者によつてなされた(イ)右考案と同一の考案の公表または実施への他の行為に対し、原告の優先権を保全することができる利益があることが考えられる。(工業所有権の保護に関する、いわゆるパリ条約第四条A、B、C参照れる。(工業所有権の保護に関する、いわゆるパリ条約第四条A、B、C参照れる。(工業所有権の保護に関する、単に前記期間内に第三者の前記出願がないとしたがつて、にわかに原告に訴の利益ないし原告適格がないとしえないことをもつて、にわかに原告に訴の利益ないし原告適格がないをもつて、にわかに原告に訴の利益ないし原告適格がないとしえない。

第二 本案についての判断

一 請求原因第一項(本件出願、本件不受理処分、および本件異議申立棄却決定) の事実は全部、当事者間に争いがない。

二 そこで、本件不受理処分の取消原因の存否について判断する。

まず、原告主張の取消原因(一)の存否について按ずると「本件出願の願書が実用新案法第五条第一項、同法施行規則第一条第一項所定の様式に従つて作成されたものであること、右願書には、原告主張のような記載があり、また実用新案登録出願の手数料である金一、五〇〇円の印紙が貼用されていたこと、およびその反面、本件願書には、要するに、特許願に添付すべき様式により作成した明細書が添付されていたこと(この点の詳細は請求原因第一項を参照)」は当事者間に争いがない。そうとすれば、本件出願においては、願書の様式およびその記載は実用新案登録出願の体裁をとつており、他方、明細書のそれは特許出願の体裁をとつていて、両者の間に齟齬があつたこと明らかである。

しからば、かかる場合、本件出願は直ちにこれをいずれの種類の出願か不明であると断定すべきものであろうか。

なるほど、右のような事情の場合、仮に本件出願を願書だけに基いて実用新案登録の出願と考えれば、実用新案法第五条第二項に従つた適式の明細書が添付されていない出願となり、仮にこれを明細書だけに基いて特許出願と考えれば、特許法第三六条第一項に従つて適式の願書が提出されていない出願となるから、結局、本件出願は右いずれの種類の出願であるか不明であるとしえない訳ではない。

 額を異にするところから(特許法第一九五条第一項、実用新案法第五四条第一項等参照)、間接にではあるが、端的に出願の種類を表象するものであるに反し、明細書の様式およびその記載は、元来、明細書が、いずれの種類の出願であれ、出願の対象である技術的思想(発明または考案等)の具体的特定およびその権利保護範囲の確定という、いわば出願の実体的内容もしくは技術的側面の記載を主たる目的とした書面であることから、出願の種類認定の基準としては、前者に比較し、二次的な重要性しか認められないのが普通であり、したがつて、明細書の様式およびものである記載が願書のそれと矛盾する場合には、他に合理的理由が認められない限り、前記認定の基準としては、願書の方を明細書等よりも尊重せざるを得ないものであるからである。

そうとすれば、他に特段の事情の主張、立証のない本件においては、いまだ本件出願がいずれの種類の出願であるか不明であると断定することはできず、むしろ、前認定のような具体的事情のもとでは、本件出願は、通常、願書の記載および形態のとおり、実用新案登録の出願であつて、ただ明細書の作成様式を誤つたにすぎないものと認定するのが、最も出願人(原告)の合理的意思に合致するものというべきである。

しからば、本件出願が、いずれの種類の出願か不明であるとの理由により、これを受理しないものとした本件被告の不受理処分は、既にその前提事実の認定の点において、経験則の適用を誤つた違法があるから、取消を免れないものというべきである。

三 よつて、原告の本訴請求は、爾余の点につき判断をするまでもなく、これを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 古川純一 牧野利秋)